(公印省略) 伊監第92号 令和5年11月17日 (2023年)

様

伊丹市監查委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 14 項の 規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

総合政策部	グリーン戦略室	_
総務部	危機管理室	_
財政基盤部	財政企画室	財政企画課、経営企画課
健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課、母子保健課

3 措置を講じた部局

健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課	
総務部	人材育成室	人事課	

4 監査の期間

令和5年(2023年)8月23日~令和5年(2023年)10月23日

5 監査結果提出日

令和5年(2023年)11月8日

6 措置の内容

別紙令和5年(2023年)11月14日付け伊健保健第1172号、令和5年(2023年)11月14日付け伊総人人第821号の通知文書のとおりです。

(公 印 省 略) 伊健保健第 1172 号 令和 5 年 11 月 14 日 (2023 年)

伊丹市監查委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課、母子保健課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和 5年(2023年)8月23日~令和5年(2023年)10月23日

5 措置の内容

別紙のとおり

指摘事項等

講じた措置

1 支出事務について

(1) 休日応急歯科診療事業運営補助金の実績報 告について

令和4年度休日応急歯科診療事業運営補助金の実績報告書は令和5年4月1日付けで提出がありましたが、実績報告書の審査や補助金額の確定に係る決裁を行っていませんでした。

補助金等の交付に関する規則第 12 条には、 市は実績報告書の審査を行わなければならな い旨、第 14 条には、補助金額の確定をしなけれ ばならない旨が規定されています。

今後は規則にのっとり、実績報告書の審査及 び補助金額の確定に係る決裁を行うよう事務 を改めてください。

実績報告を受領した際の事務について、今後は補助金等の交付に関する規則第12条にのっとり、報告書の内容を審査し、規則第14条にのっとり、補助金額の確定に係る決裁を起案します。

補助金等の規則の交付に関する規 則の内容に留意し、補助金に係る一連 の事務を適切に行うように改めます。

(公 印 省 略) 伊総人人第 821 号 令和 5 年 11 月 14 日 (2023 年)

伊丹市監查委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

2 措置を講じた部局

総務部 人材育成室 人事課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和 5年(2023年)8月23日~令和5年(2023年)10月23日

5 措置の内容

別紙のとおり

指摘事項等

講じた措置

1 組織管理について

(1) 会計年度任用職員の勤務条件について

伊丹市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第1項第3号によると、前年度末日に任期が満了し、引き続き任用された会計年度任用職員の年次有給休暇については、1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じ、別表第2に掲げる日数とする旨が規定されています。

健康政策課の時間額により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員6名の勤務条件通知書を確認したところ、4名の職員について、本来は年次有給休暇が付与されると考えられるにもかかわらず、付与日数が0日との勤務条件通知書が交付されていました。職員の任用は、人事課が原課からの配置要求を受け、一元管理のもとで事務を処理しています。原課と人事課間の情報共有の仕組みや手続を改善し、任用する職員に不利益が生じることがないよう、規則にのっとり正しい勤務条件を適用し、通知してください。

今回指摘を受けた会計年度任用職員については、勤務シフト制により、 年度末の段階で年間勤務日数が確定 していない職員となります。

また、勤務シフトは、原課が設定されるところ、総勤務日数の情報を双方で共有することができておらず、結果的に有給を付与できていない状況が発生しています。

年度末の段階で、原課との間で規則 別表第2に掲げる日数について予め 共有するとともに、実際の勤務日数に ついても概算を算出したうえで、勤務 実績を双方で共有して、適切に対応し てまいります。